

# 日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する 大会決議

## 日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

- 会 員 本州の日本海沿岸12府県選出国會議員（青森、京都、兵庫、山口は日本海側に面した選挙区選出議員、比例区についてはその出身府県の議員）と趣旨に賛同する国會議員の超党派の会
- 会 長 河村建夫 衆議院議員

## 日本海沿岸地帯振興連盟

- 設 立 昭和39年
- 会 員 日本海沿岸の12府県（青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県）の府県知事、府県議会議長、市町村関係者、経済・産業団体関係者
- 世話人代表 石井隆一 富山県知事



平成 24 年 11 月



日本海沿岸地帯振興促進議員連盟  
日本海沿岸地帯振興連盟

## 日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する大会決議

日本海沿岸地域は、無限の魅力を秘めた日本海に面し、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国との経済、文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつあり、「日本海国土軸」として、21世紀にふさわしい国土の形成をけん引することが期待されている。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は依然として是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差の解消は大きな課題である。

また、昨年、東日本大震災や、先般公表された南海トラフ巨大地震の大規模な被害想定を受け、太平洋側のリダンダンシーの確保のため「日本海国土軸」の重要性が再認識され、全国知事会において取りまとめられた「日本再生デザイン～分権と多様化による、日本再生～」においても、「新たな国土構造の構築」として、日本海国土軸を含めた国土軸の複線化を図る必要性が示されたところである。

さらに、近年、国土の保全や地球温暖化防止の観点から森林整備に対する重要性が高まっているとともに、対岸諸国からのポリ容器や医療廃棄物等の大量漂着等や大陸からの黄砂の飛来頻度の増加により、人への健康影響が危惧されている。そのうえ、集中豪雨、雪害、高波被害など大規模な自然災害が連続して発生している。

一方、日本海沿岸地域の豊かな自然、地域固有の文化の共有・継承や相互連携を進めることにより、住民が誇りや愛着を持てるふるさととしての自立的な圏域を創造するとともに、文化の振興のあり方等について検討し、日本海国土軸を自然・文化・産業が調和した地域とすることが必要である。については、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項を実施することを提言する。

### 記

- 1 日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域との格差是正に向け、地方税財政制度の充実、企業立地の促進、中心市街地の活性化、中山間地域の振興など、活力あふれる地域づくりを推進すること。
- 2 対岸諸国に対し地理的優位性を有する日本海沿岸地域において、急速に成長を遂げる環日本海・アジア諸国との交流や連携を強化するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い多軸型の国土づくりを進めるため、リダンダンシーの確保に資する輸送体系の形成や物流ネットワークの構築、また、エネルギー代替機能の観点からの送電網やパイプライン網の構築など、日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」の形成に向けて、次の陸・海・空・エネルギーに関する社会資本整備等を重点的に推進すること。
  - (1) 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ新幹線や幹線鉄道、高規格幹線道路や地域高規格道路など高速交通体系の整備促進
  - (2) 環日本海・アジア諸国との人流や物流の拡大に対応するため、日本海側の拠点となる港湾の整備と、クルーズの推進や国際複合一貫輸送網の構築、C I Q職員の適正配置など、港湾機能の一層の充実

- (3) 地方の空港の国内・国際航空ネットワークの充実を促進するため、羽田空港の新たな発着枠の地方への優先的な配分やC I Q職員の適正配置など、空港の機能強化への積極的な取り組み
  - (4) 大陸から首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網や、再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電網の整備
- 3 日本海沿岸地域において、学術文化、産業経済等の幅広い分野にわたって、対岸諸国との交流を促進するため、国際交流・協力事業に対する支援の拡大など、環日本海交流圏形成のための施策を推進すること。
  - 4 「日本海国土軸」を自然・文化・産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源の保全、都市との交流・連携、地方への定住や二地域居住の促進を図る施策を推進すること。
  - 5 環日本海地域の環境保全を推進するため、特に、次の事項を推進すること。
    - (1) 海岸漂着物処理推進法の弾力的運用により、漂流・漂着物等の海洋を含めた海岸環境問題の対策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。  
また、放置座礁船の問題についても、関係国への対応、処理費用の負担など、国の責任で対策を講ずること。
    - (2) 黄砂について国際的な観測体制を充実するとともに、早期警報ネットワークを構築すること。また、関係国と連携し、黄砂発生源での生態系を回復する対策を講ずること。
    - (3) 北東アジア地域の産学官が連携して実施する、環境モニタリング体制の構築や人材育成などの環境保全施策への協力と支援を行うこと。
  - 6 地球温暖化対策の推進や地方の自主財源の充実確保の観点から、CO<sub>2</sub>排出削減に資する地球温暖化対策のための税の一部を地方税源化するとともに「環境自動車税」を新たな地方税として創設すること。
  - 7 エネルギーの安定供給や日本海沿岸地域における産業・経済の活性化を図るため、日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発を促進すること。
  - 8 東日本大震災をはじめ、近年多発した災害の被災者への支援と、復旧・復興に向けた措置を講ずるとともに、災害による被害を未然に防ぐため、地震、津波、雪害等に係る防災対策や、治山治水、海岸保全、原子力発電所の安全確保等の対策の充実を図ること。

以上、決議する。

平成24年11月14日

日本海沿岸地帯振興促進議員連盟  
会長 衆議院議員 河村 建夫

日本海沿岸地帯振興連盟  
世話人代表 富山県知事 石井 隆

